



令和 8 年 7 月 8 日
国土交通省中部地方整備局

建設業者に対する監督処分について

中部地方整備局は、株式会社イーシーセンターに対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

詳細は、別紙のとおりです。

<配布先>

中部地方整備局記者クラブ

<問合せ先>

建政部 建設産業課

課長 さとう 佐藤 まこと 誠・課長補佐 いぶか 井深 ひろゆき 浩之

電話番号：052（953）8572

FAX番号：052（953）8606

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省中部地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく監督処分を行いました。

記

1. 被処分業者

株式会社イーシーセンター

所在地：静岡県富士市五貫島919

許可：国土交通大臣許可（特－6）第29368号

代表者：海野 幸男

2. 監督処分の内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示

- 1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し速やかに周知徹底すること。
 - ② 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。
 - ③ 社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を図ること。
- 2 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

3. 処分理由

株式会社イーシーセンターは、建設業法第3条に定める許可を受けずに建設業を営む者との間で、建設業法施行令第1条の2に定める金額以上の額をもって下請契約を締結していた。

このことが、建設業法第28条第1項第6号に該当すると認められる。